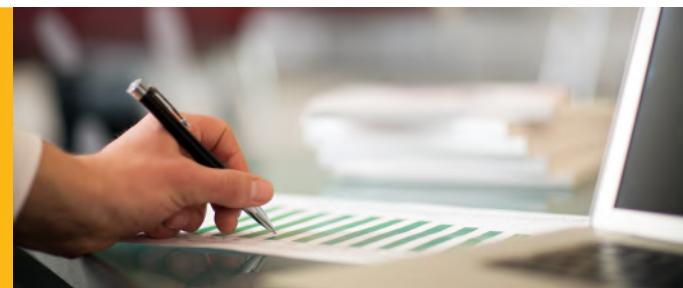


## 顧客事例紹介：

双日株式会社 法務部

第1課 副課長 高林 淳

第3課 副課長 板倉 寿美（ニューヨーク州弁護士）



## 英文契約書のドラフティングに革新

### 〈Practical Law〉はスペシャリティを高める教材としても活用できる

#### — 御社法務部の業務内容について教えてください。

**高林** 双日は、世界約50カ国で事業を展開する総合商社です。国内外において無数とも言える商取引を行い、事業も年々拡大しつつあるのですが、その中でもクロスボーダーのM&Aの比率が年々高まっています。つまり、伝統的には、例えば、石炭を輸入し国内で販売する中で、単純に価格差で利益を得ていたのですが、炭鉱に権益を持つ海外企業を買収するチャンスを得ることができます。このようなM&Aは弊社単独で行なうこともありますが、他企業とのJVを設立し、進める場合もあります。

そして、このような海外企業買収による多様なビジネスで必要となってくるのが、NDAをはじめとする多様かつ緻密な英文契約書です。法務部は、こうしたM&Aを含む海外とのあらゆる商取引に必要な英文契約書のドラフティングは必須のスキルであり、それに関連してアドバイス、訴訟、債権回収など法務面でのサポートを多角的に行ない、営業部の円滑な商取引を支援しています。

#### 英文契約書のひな型の量が圧倒的に豊富で多彩

営業部は、自動車、航空産業、エネルギー、化学、食料、リテール、産業基盤などカテゴリーごとに9部門に分かれ、商取引全般をカバーしています。これにコーポレートを加えた10部門を、契約面では3つの課で担当し法的支援を行っています。分野によって担当者を変更することではなく、同じ担当者が英文契約書のドラフティングやアドバイス、訴訟、債権回収など多岐にわたって担当するため、あらゆるリスクをカバーした契約を締結するスキルが求められます。その中で、必要な条項が漏れなく記載され、同時に当事国において有用性が担保される英文契約書を作成しなければなりません。そういう業務を日々進める中で、あらゆ

る事例をカバーし、英文契約書のひな型量が圧倒的に豊富な〈Practical Law〉は、必要不可欠なツールであると言えます。

#### — 具体的には、〈Practical Law〉をどのように活用していますか。

**板倉** 〈Practical Law〉導入前は、法務部の各課・各人がフォルダを作成しており、プロジェクトごとにレビューした英文契約書をファイルし、それをデータベースとして別の部員が活用するという方法が取られていました。私がまだ新人の頃は、ドライブ自体にNDAなどの用語を入れて検索し、手当たり次第に閲覧しながらひな型になりそうな資料を何とか探し出し、ドラフティングするという作業を行っていたような記憶があります。ただ、フォルダの作成方法・格納頻度には個人差があることや、どのようなバックグラウンドで作成された契約なのかが分からなかったため、自分が担当する事例に適したドラフトであるかが、判別しにくい等の問題もありました。そこで、私は、自分専用のフォルダを作成し、先輩にチェックしてもらったものを類型ごとにファイルして活用していました。また、英文契約辞典のような書物があり、それとデータベース内のひな型と見比べながらドラフティングするということも行っていました。とにかく、データベースがあるとは言え、最終的には自分自身が経験とケーススタディを重ねながら英文契約書の知見を蓄えていく、というアナログな手法をとっていました。

一般的な契約書は弊社の雛形が既にあるケースも多いのですが、〈Practical Law〉では、サンプル条項を効率的に入手できるようになったので、契約書レビューの際にも参考にしております。また、サンプル条項に対する説明や主要な判例の解説も業務を進める上で参考になります。

#### ドラフティングのプロセスに革新をもたらした

**高林** そういった意味で、〈Practical Law〉導入は、部内のドラフティングプロセスに革新をもたらしたと言えるでしょう。弊社の法務部員は57名いますが、そのうち34名が有資格者で、法務部としてのクオリティはかなり高いレベルにあると自負しています。当然、活用するソフトやシステムに求めるレベルも高く、信用がおけるものでなくてはいけない。〈Practical Law〉は、数百名の弁護士の方を雇用してデータベースを構築し、リアルタイムでアップデートしていると聞いています。実際に利用している私たちから見ても、高度な要求を満たし、信用に耐えうる水準なので安心して活用しています。

**板倉** リアルタイムなアップデートは、判例の積み重ねによる契約法の最新情報が入手でき、適切な英文契約書を作成する上でとても有用だと思います。インターネットで調べて得られる情報もありますが、いつ更新された情報なのかは分からない。そのための裏取りにかかる手間と時間を、〈Practical Law〉は解消してくれます。



高林 淳 (たかばやし あつし)

法政大学卒業後、松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社。営業部門と法務部門を経験し、在任中、ベンシルベニア大学ウォートン校留学、ジョージタウン大学ローセンター卒業(LL.M.取得)。その後、リーマン・ブラザーズ・グループ、BNPパリバ証券、PwC税理士法人を経て現職。

# PRACTICAL LAW™

## 顧客事例紹介：

双日株式会社 法務部

第1課 副課長 高林 淳

第3課 副課長 板倉 寿美（ニューヨーク州弁護士）



### 〈Ask a question〉で検索の手間と時間も解消

また、〈Practical Law〉内に設けられている質問機能〈Ask a question〉も、作業効率を高める上で有効だと思います。例えば「求めている契約書はどこを探せばよいのか」などの質問メールを送ると「どこどこにあります」などの答や案内が返ってくるシステムですが、これは広大なショッピングモールで求める商品にたどり着けるようナビゲートされる感覚にとても近いです。先日も、他の国々の特殊な支払い規定について調べようと思い、検索をかけたら適切な条項を見つけることができなかったので、〈Ask a question〉を使って質問してみました。すると「ペイメント・タームだけがまとまっているノートがあります」と案内してもらい、すぐに必要な資料にたどり着くことができました。また、仮に求める資料を取り扱っていない際にも、「このコンテンツならお役に立てるかもしれません」といった提案をしてくれる場合もあり、とても重宝しています。

ですので、私は少し探して見当たらない際は、何でも〈Ask a question〉を使って聞くことにしています。なぜなら、求める資料がなかった場合、探すことに費やしていた時間が無駄になるからです。検索に時間をかけるより、聞いてしまう。これも、ドラフティングの効率を高める上で有効な手段だと思います。

### 法務のスペシャリティを高める教材にも

**板倉** 〈Practical Law〉は、自分たちの法務スキルを高める教材としても応用できる水準です。私は現在、部内で若手向けの勉強会を定期開催しています。契約法に関するトピックで、去年1年間に起きた判例の中で重要な案件を勉強していく会です。契約の成立、約因、損害賠償、ペナルティ、解除など、契約法の分野の各論点に関する判例を研究する中で、基本的な知識はほぼ全て〈Practical Law〉を活用して進めています。特に、

Recent history  
Confidentiality  
Maintained • Standard clauses  
Standard clauses and drafting notes: Commercial  
Maintained • Help and information notes  
Confidentiality agreement (mutual)  
Maintained • Standard documents  
Standard documents and drafting notes: Commercial  
Maintained • Help and information notes  
View all  
Matter Maps  
Matter Maps provide an overview of the phases of work and core tasks for legal matters, with links to relevant Practical Law resources that help you complete the tasks efficiently and effectively.  
View more

(PRACTICAL LAW 製品イメージ)

リンクが所々に貼ってあり、不明な点をそのリンクにアクセスして確認できる点は便利です。また、判例法は過去の判例の積み重ねにより形成されていくものなので、過去の判例も含め丁寧に解説がなされている点も役立っています。

### — 今後、リーガルテック、〈Practical Law〉に期待することは何ですか。

**高林** 〈Practical Law〉導入によって得られる第一のメリットは、やはり時間の短縮だと思います。私たち法務のスペシャリストから見ても信頼のおける情報が集約されていて、検索性も高い。英文契約書をドラフティングする際の手間と時間が、これにより大幅に削減されました。

そして板倉が申したように、〈Practical Law〉を教材として活用することによる若手の早期育成、ひいては部全体のさらなるレベルアップを図れるのもメリットだと思います。

しかし最大のメリットは、こうして業務に余裕ができる分、例えば人事、労務関係、環境やサステナブル関連など、他の様々な業務を取り込んだ

なり、手を広げられたりできる点だと思います。企業としての法務業務のクオリティが向上し、幅を広げることが社会的信頼の獲得にもつながっていく。こうしたメリットを踏まえ、リーガルテックには、量・質ともにいっそうのブラッシュアップに役立つ製品づくりを期待したいですね。



板倉 寿美（いたくら としみ）

慶應義塾大学卒業後、不動産鑑定評価会社を経て、双日株式会社入社、法務部配属。東京本社勤務に加え、米デューク大学ロースクール留学(LL.M.取得)、双日米国会社法務部、双日ロンドン会社法務部、Herbert Smith Freehills London Office勤務を経て現職。